別表第4−1（第11条関係）

進級に必要な最低修得単位数（応用生命化学科，食農生命科学科，生物圏環境学科）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学　　科 | 応用生命化学科 | 食農生命科学科 | 生物圏環境学科 |
| 進級する学年 | 第3年次 | 第4年次 | 第3年次 | 第4年次 | 第3年次 | 第4年次 |
| 認定時期 | 第2年次後学期終了後 | 第3年次後学期終了後 | 第2年次後学期終了後 | 第3年次後学期終了後 | 第2年次後学期終了後 | 第3年次後学期終了後 |
| 教養科目(教養基礎科目を除く) | 22 | 26(卒業要件の単位を含む。） | 22 | 26(卒業要件の単位を含む。） | 22 | 26（卒業要件の単位を含む） |
| 教養基礎科目 | 10 | 12(必修科目10単位を含む。） | 10 | 12(必修科目10単位を含む。） | 10 | 12（必修科目10単位を含む） |
| 専門基礎科目 | 36 | 40 | 36 | 40（必修科目30単位を含む） | 36 | 40（必修科目30単位を含む） |
| 専門科目 |  | 30(卒業研究を除く必修科目8単位を含む。） |  | 28（卒業研究を除く必修科目10単位を含む ） |  | 28（卒業研究を除く必修科目8単位を含む ） |
| 合計 | 68 | 108 | 68 | 106 | 68 | 106 |